



県章

滋賀県公報

令和4年(2022年)
3月29日
第295号
火曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次

○ 告 示

滋賀県生活排水対策の推進に関する条例施行規則第5条第1項の規定により指定する区域(循環社会推進課)	2
救急病院等を定める省令第1条第1項に規定する救急病院(医療政策課)	2
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定(障害福祉課)	2
内水面における第5種共同漁業の免許を受けた者の定めた遊漁規則の変更の認可(水産課)	2
道路区域の変更(道路保全課)	3
道路の供用開始(道路保全課)	6
道路の供用廃止(道路保全課)	6
利便増進誘導区域の指定(道路保全課)	7
道路の占用を制限する区域の指定(道路保全課)	7
自転車歩行者専用道路の指定(道路保全課)	11
歩行者利便増進道路の指定(道路保全課)	12
急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防課)	12
都市計画の変更(都市計画課)	12
滋賀県営住宅の設置および管理に関する条例第35条の5第1項の規定による滋賀県営住宅駐車場の使用料の額(住宅課)	12
浸水警戒区域の指定(流域政策局)	13

○ 公 告

大規模小売店舗の変更の届出の公告(中小企業支援課)	14
基本測量実施公告(監理課)	15
公共測量終了公告(監理課)	16
土地区画整理組合解散認可公告(都市計画課)	16
都市計画決定の図書の写しの縦覧公告(都市計画課)	16

○ 健康福祉事務所告示

介護保険法による指定居宅サービス事業者の廃止の届出(甲賀)	16
-------------------------------------	----

○ 県 税 事 務 所 公 告

軽油引取税免税軽油使用者証無効公告(南部)	17
-----------------------------	----

○ 農 業 農 村 振 興 事 務 所 公 告

土地改良区役員就任公告(大津・南部)	17
土地改良区役員退任および就任公告(大津・南部)	17

○ 琵琶湖海区漁業調整委員会指示

○ 内水面漁場管理委員会指示

コイヘルペスウイルス病まん延防止のための委員会指示	18
---------------------------------	----

○ 内水面漁場管理委員会告示

内水面第5種共同漁業権漁場における令和4年度の目標増殖量	18
------------------------------------	----

○ 内水面漁場管理委員会指示

ホンモロコ産卵保護のための採捕の規制に係る委員会指示	19
----------------------------------	----

○ 正 誤

平成29年3月31日付け第4286号滋賀県告示第164号中	19
-------------------------------------	----

告 示

滋賀県告示第130号

滋賀県生活排水対策の推進に関する条例施行規則(平成8年滋賀県規則第52号)第5条第1項の規定により、下水道の供用開始が確実に見込まれる区域を次のとおり指定し、令和4年4月1日から施行する。

令和3年滋賀県告示第230号(滋賀県生活排水対策の推進に関する条例施行規則第5条第1項の規定により指定する区域)は、令和4年3月31日限り廃止する。

令和4年3月29日

滋賀県知事 三日月 大 造

指定する区域 区域図のとおり

(「区域図」は、省略し、滋賀県琵琶湖環境部循環社会推進課、滋賀県甲賀土木事務所、滋賀県湖東土木事務所および滋賀県高島土木事務所ならびに大津市役所、草津市役所、守山市役所、東近江市役所、近江八幡市役所、彦根市役所および長浜市役所に備え置いて一般の縦覧に供する。ただし、滋賀県甲賀土木事務所にあつては栗東市、野洲市、湖南市、甲賀市、竜王町および日野町の、滋賀県湖東土木事務所にあつては豊郷町、甲良町、多賀町、愛荘町および米原市の、滋賀県高島土木事務所にあつては高島市の、各市役所にあつては当該市の区域に係る区域図を縦覧に供する。)

滋賀県告示第131号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定に基づき申出のあつた次の病院は、同項に規定する救急病院である。

令和4年3月29日

滋賀県知事 三日月 大 造

医療機関の名称	開設者	所在地	認定期限
医療法人社団美松会生田病院	医療法人社団美松会	湖南市菩提寺104-13	令和7.3.31
地方独立行政法人公立甲賀病院	地方独立行政法人公立甲賀病院	甲賀市水口町松尾1256番地	令和7.3.31

滋賀県告示第132号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の指定自立支援医療機関として、次のものを指定した。

令和4年3月29日

滋賀県知事 三日月 大 造

更生医療機関および育成医療機関

自立支援医療の種類	名称	所在地	医療の種類	医師等の氏名	指定年月日
更生医療・育成医療	きとうクリニック	長浜市宮司町1200番地コープながはま2階	病院・診療所(免疫に関する医療)	木藤克之	令和4.4.1

滋賀県告示第133号

漁業法(昭和24年法律267号)第170条第3項の規定に基づき、内水面における第5種共同漁業の免許を受けた者の定めた遊漁規則の変更を次のとおり認可した。

令和4年3月29日

滋賀県知事 三日月 大 造

愛知川上流漁業協同組合遊漁規則

- 1 漁業権者の名称および住所 愛知川上流漁業協同組合 東近江市政所町1692-2

2 漁業権の免許番号 内共第8号

3 変更認可の内容

内共第8号第五種共同漁業権遊漁規則第4条の表を次のように改める。

漁具・漁法	規模
友釣・竿釣・引掛・穴釣・流し針 徒手採捕	各1漁具 ただし、あゆを対象にしたルアーを用いた漁法は禁止とする。

内共第8号第五種共同漁業権遊漁規則第8条第1項の表あゆの項を次のように改める。

魚種	漁具・漁法	区域	遊漁料	
			日券	年券
あゆ	友釣・毛針釣 餌釣・引掛	漁業権漁場区域内	期間中 2,000円	8,000円

内共第8号第五種共同漁業権遊漁規則第8条第2項を次のように改め、表を削る。

(遊漁料の額及び納付方法)

第8条 (略)

2 遊漁料の納付は、愛知川上流漁業協同組合事務所、組合が組合事務所前の掲示板に掲げる場所又は組合が指定するオンラインシステム(以下「オンラインシステム」という。)において納付する。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付する場合は、第1項に掲げる額に2,000円を加算した額とする。

内共第8号第五種共同漁業権遊漁規則第9条および第10条を次のように改める。

(遊漁承認証に関する事項)

第9条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

2 オンラインシステムで交付する遊漁承認証は、前項の規定にかかわらず、別記様式第3号によるものとする。

3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第10条 遊漁者は、遊漁する場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。なお、オンラインシステムで遊漁料を納付した場合は、遊漁承認証を印刷し、携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。ただし、印刷した遊漁承認証を、携帯できない場合は、遊漁承認証を表示したオンラインシステムの画面又は写しを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適切な距離を保ち、漁業者および他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

内共第8号第五種共同漁業権遊漁規則別記様式に次の様式を加える。

別紙様式第3号(第9条関係)

愛知川上流漁業協同組合 愛知川上流漁協 年券/日券 魚種名 有効期間 〇〇〇〇年 〇〇月〇〇日
--

4 施行日 令和4年3月15日

滋賀県告示第134号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次の道路の区域を変更する。

この関係図面は、令和4年3月29日から令和4年4月12日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年3月29日

滋賀県知事 三日月 大 造

道 路	道 路 の 区 域
-----	-----------

の 種 類	路 線 名	区 間	変更の 前後の 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
国道	422号	大津市南郷六丁目字奈良島 1309番13地先から 大津市大石東二丁目字東沢野 36番3地先まで	変更後	最小 11.0m ∩ 最大 82.3m	1958.2m	道路改良工事 (旧道廃止) に伴う道路区 域の変更
			変更前	最小 11.0m ∩ 最大 82.3m	1958.2m	
				最小 5.7m ∩ 最大 44.3m	3355.9m	
瀬田大石東線		大津市太子二丁目字イヨツ15 番1地先から 大津市大石東二丁目字東沢野 38番1地先まで	変更後	最小 5.7m ∩ 最大 44.3m	3767.0m	旧道区間の大 津市への移管 (令和4.4. 1)に伴う道 路区域の変更 なお、現道の 供用は従前 のとおり
			変更前	最小 4.6m ∩ 最大 32.8m	1952.1m	
		大津市太子二丁目字イヨツ15 番1地先から 大津市大石東二丁目字東沢野 105番1地先まで		変更後	最小 9.5m ∩ 最大 36.3m	
			変更前	最小 9.5m ∩ 最大 36.3m	1012.9m	
伊香立浜大津線	大津市伊香立南庄町字唐崎 2654番地先から 大津市伊香立南庄町字惣林 1002番地先まで	変更前		最小 0.7m ∩ 最大 22.8m	1383.7m	
			変更後	最小 14.3m ∩ 最大 35.6m	197.2m	
片岡栗東線		栗東市出庭字上壱町田1039番 1地先から 栗東市出庭字明字ヶ町979番1 地先まで	変更後	最小 14.3m ∩ 最大 35.6m		197.2m
			変更前	最小 14.3m		

県道	大津能登川長浜線	近江八幡市西庄町字高木1796番1地先から	変更後	最小 8.6m 最大 12.5m	103.0m	道路改良工事に伴う道路区域の変更
		近江八幡市浅小井町字五郎丸699番地先まで	変更前	最小 8.5m 最大 10.9m		
	安養寺入町線	近江八幡市安養寺町字里廻り1494番1地先から	変更後	最小 17.1m 最大 28.1m	238.9m	旧道区間の近江八幡市への移管(令和4.4.1)に伴う道路区域の変更 なお、現道の供用は従前のとおり
		近江八幡市安養寺町字野合1598番1地先まで				
		近江八幡市安養寺町字里廻り1494番1地先から	変更前	最小 17.1m 最大 28.1m	238.9m	
	近江八幡市安養寺町字野合1598番1地先まで					
	近江八幡市安養寺町字里廻り1494番1地先から	最小 4.2m 最大 17.0m		197.0m		
	近江八幡市安養寺町字堂山927番地先まで					
	近江八幡大津線	近江八幡市牧町字岡山2015番7地先から	変更後	最小 14.6m 最大 34.1m	690.5m	道路改良工事に伴う道路区域の変更
		近江八幡市牧町字岡山2187番2地先まで	変更前	最小 11.4m 最大 31.2m	690.5m	
	川合千田線	長浜市木之本町古橋字与しろ1120番1地先から	変更後	最小 12.0m 最大 40.6m	914.5m	旧道区間の長浜市への移管(令和4.4.1)に伴う道路区域の変更 なお、現道の供用は従前のとおり
		長浜市木之本町石道字池田1131番地先まで				
長浜市木之本町古橋字与しろ1120番1地先から		変更前	最小 12.0m 最大 40.6m	914.5m		
長浜市木之本町石道字池田1131番地先まで						
長浜市木之本町古橋字与しろ1120番1地先から	最小 5.0m					

		長浜市木之本町石道字池田 1131番地先まで		最大 16.7m	945.8m	
小浜朽木高島線	変更後	高島市安曇川町中野字岸ノ下 1548番1地先から		最小 10.2m	451.3m	旧道区間の高島市への移管 (令和4.4.1)に伴う道路区域の変更 なお、現道の供用は従前のとおり
		高島市安曇川町中野字茶尻200番1地先まで		最大 45.2m		
	変更前	高島市安曇川町中野字岸ノ下 1548番1地先から		最小 10.2m	451.3m	
		高島市安曇川町中野字茶尻200番1地先まで		最大 45.2m		
畑勝野線	変更後	高島市黒谷字岸ノ下274番6地先から		最小 9.1m	55.3m	道路改良工事に伴う道路区域の変更
		高島市黒谷字岸ノ下270番1地先まで		最大 14.0m		
	変更前			最小 4.3m		
				最大 12.5m		

滋賀県告示第135号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

この関係図面は、令和4年3月29日から令和4年4月12日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年3月29日

滋賀県知事 三日月 大造

路線名	供用開始の区間	供用開始の年月日	備考
片岡栗東線	守山市千代町字正田82番4地先から 栗東市出庭字明字ヶ町979番1地先まで	令和4.3.29	L=437.2m
大津能登川長浜線	近江八幡市西庄町字高木1796番1地先から 近江八幡市浅小井町字五郎丸699番地先まで	令和4.3.29	L=103.0m
	米原市磯字ホトヒラ2486番9地先から 米原市磯字ホトヒラ2486番9地先まで	令和4.3.31	L=103.0m
畑勝野線	高島市黒谷字岸ノ下274番6地先から 高島市黒谷字岸ノ下270番1地先まで	令和4.3.29	L=55.3m

滋賀県告示第136号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を廃止する。

この関係図面は、令和4年3月29日から令和4年4月12日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年3月29日

滋賀県知事 三日月 大造

路線名	供用廃止の区間	供用廃止の年月日	備考
大津能登川長浜線	米原市磯字ホトヒラ2486番9地先から 米原市磯字ホトヒラ2486番9地先まで	令和4.3.31	L=103.0m

滋賀県告示第137号

道路法(昭和27年法律第180号)第33条第2項第3号の規定に基づき、次の歩行者利便増進道路の区域を利便増進誘導区域に指定しようとするので、同条第4項の規定に基づき告示する。

この関係図面は、令和4年3月29日から令和4年4月27日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年3月29日

滋賀県知事 三日月 大造

道路の種類	路線名	利便増進誘導区域に指定する区域	指定年月日	備考
県道	八日市停車場線	東近江市八日市浜野町535番地から 東近江市八日市浜野町568番地までの区間で、関係図面で示す区域	令和4.4.1	歩行者利便増進道路の指定に伴う利便増進誘導区域の指定

滋賀県告示第138号

道路法(昭和27年法律第180号)第37条第1項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同法第3項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、令和4年3月29日から令和4年4月12日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年3月29日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 占用の制限の開始期日 令和4年4月1日
- 2 占用を制限する対象路線および区域・延長

道路の種類	路線名	占用を制限する区域 (起点から終点まで)	延長 (km)
国道	303号	長浜市木之本町金居原から 長浜市木之本町千田まで	17.7
国道	306号	多賀町多賀から 彦根市原町まで	5.4
国道	307号	多賀町多賀から 甲賀市水口町水口まで	33.2
国道	307号	甲賀市水口町水口から 甲賀市信楽町下朝宮まで	29.8
国道	365号	長浜市小谷郡上町から 米原市藤川まで	19.7
国道	365号	長浜市余呉町中之郷から 長浜市木之本町黒田まで	4.7
国道	367号	大津市伊香立途中町から 高島市今津町保坂まで	33.5
国道	421号	東近江市山上町から 東近江市中小路町まで	7.2

国道	422号	大津市石山寺三丁目から 大津市南郷一丁目まで	1.8
国道	477号	大津市真野大野から 大津市伊香立途中町まで	6.7
国道	477号	蒲生郡日野町河原一丁目から 蒲生郡日野町松尾まで	0.7
国道	477号	蒲生郡竜王町小口から 蒲生郡竜王町西横関まで	4.2
県道	大津能登川長浜線	大津市神領四丁目から 草津市野路町まで	3.4
県道	大津停車場線	大津市浜大津一丁目から 大津市浜大津一丁目まで	0.1
県道	伊香立浜大津線	大津市山上町から 大津市御陵町まで	0.5
県道	大津能登川長浜線	守山市守山六丁目から 守山市播磨田町まで	0.6
県道	大津能登川長浜線	栗東市小柿三丁目から 栗東市中沢二丁目まで	0.7
県道	草津守山線	守山市播磨田町から 草津市木川町まで	8.1
県道	草津守山線	草津市矢橋町から 草津市矢橋町まで	0.6
県道	近江八幡守山線	野洲市西河原から 野洲市西河原まで	0.2
県道	上砥山上鉤線	栗東市上鉤から 栗東市手原二丁目まで	0.5
県道	大津草津線	草津市新浜町から 草津市新浜町まで	0.7
県道	草津伊賀線	甲賀市水口町牛飼から 甲賀市甲賀町五反田まで	14.8
県道	甲賀土山線	甲賀市甲賀町大原市場から 甲賀市甲賀町相模まで	0.2
県道	甲南阿山伊賀線	甲賀市甲南町杉谷から 甲賀市甲南町杉谷まで	1.0
県道	大津能登川長浜線	東近江市能登川町から 東近江市射光寺町まで	2.4
県道	彦根八日市甲西線	東近江市昭和町から 東近江市川合町まで	3.8
県道	彦根八日市甲西線	東近江市西菩提寺町から 東近江市小田菟町まで	1.4
県道	大津守山近江八幡線	近江八幡市長命寺町から 近江八幡市大房町まで	3.0
県道	近江八幡守山線	近江八幡市鷹飼町から 近江八幡市中小森町まで	1.6
県道	栗見八日市線	東近江市躰光寺町から 東近江市躰光寺町まで	0.2
県道	彦根近江八幡線	彦根市長曾根町から 近江八幡市長命寺町まで	25.4
県道	大津能登川長浜線	彦根市長曾根町から	14.3

		長浜市高田町まで	
県道	彦根八日市甲西線	愛知郡愛荘町東出から 愛知郡愛荘町安孫子まで	0.9
県道	彦根近江八幡線	彦根市大東町から 彦根市京町三丁目まで	0.2
県道	山東一色線	米原市野一色から 米原市一色まで	6.7
県道	中山東上坂線	長浜市八幡中山町から 長浜市川崎町まで	1.2
県道	中山東上坂線	長浜市山階町から 長浜市東上坂町まで	3.6
県道	木之本長浜線	長浜市木之本町大音から 長浜市湖北町尾上まで	7.0
県道	小浜朽木高島線	高島市朽木市場から 高島市安曇川町五番領まで	12.8
県道	太田安井川線	高島市新旭町北畑から 高島市新旭町北畑まで	1.0
県道	南郷桐生草津線	大津市南郷一丁目から 大津市黒津四丁目まで	0.2
県道	北小松大物線	大津市南小松から 大津市南小松まで	0.1
県道	草津停車場線	栗東市小柿から 草津市渋川一丁目まで	0.7
県道	守山中主線	野洲市市三宅から 野洲市西河原まで	2.2
県道	木部野洲線	野洲市市三宅から 野洲市小篠原まで	2.3
県道	希望が丘文化公園北線	野洲市辻町から 野洲市小篠原まで	1.7
県道	草津田上インター線	草津市野路町から 草津市野路町まで	0.2
県道	近江八幡大津線	近江八幡市南津田町から 草津市新浜町まで	29.3
県道	石部草津線	湖南市石部北一丁目から 湖南市石部中央一丁目まで	0.6
県道	甲南停車場線	甲賀市甲南町野田から 甲賀市甲南町野田まで	0.3
県道	甲南阿山線	甲賀市甲南町杉谷から 甲賀市甲南町杉谷まで	0.6
県道	柑子塩野線	甲賀市甲南町杉谷から 甲賀市甲南町新治まで	1.4
県道	信楽インター線	甲賀市信楽町黄瀬から 甲賀市信楽町黄瀬まで	0.1
県道	甲南インター線	甲賀市甲南町新治から 甲賀市甲南町杉谷まで	2.6
県道	桜川西竜王線	東近江市桜川西町から 東近江市市子川原町まで	0.8
県道	安土西生来線	近江八幡市安土町小中から 近江八幡市西生来町まで	0.9

県道	佐生五個荘線	東近江市五個荘金堂町から 東近江市五個荘塚本町まで	0.2
県道	神郷彦根線	東近江市神郷町から 東近江市神郷町まで	0.3
県道	湖東彦根線	東近江市南花沢町から 東近江市西菩提寺町まで	2.8
県道	大房東横関線	近江八幡市大房町から 近江八幡市東横関町まで	5.1
県道	近江八幡停車場線	近江八幡市鷹飼町から 近江八幡市桜宮町まで	0.7
県道	今築瀬線	東近江市神郷町から 東近江市五個荘築瀬町まで	1.7
県道	三津屋野口線	彦根市三津屋町から 彦根市日夏町まで	0.9
県道	神郷彦根線	彦根市西今町から 彦根市京町三丁目まで	2.8
県道	雨降野今在家八日市線	愛知郡愛荘町岩倉から 愛知郡愛荘町竹原まで	0.7
県道	豊郷停車場線	犬上郡豊郷町高野瀬から 犬上郡豊郷町八目まで	1.1
県道	松尾寺豊郷線	愛知郡愛荘町松尾寺から 愛知郡愛荘町東出まで	2.1
県道	多賀高宮線	彦根市高宮町から 彦根市高宮町まで	1.1
県道	敏満寺野口線	犬上郡甲良町金屋から 犬上郡甲良町在士まで	1.3
県道	湖東三山インター線	愛知郡愛荘町松尾寺から 愛知郡愛荘町松尾寺まで	0.3
県道	彦根港彦根停車場線	彦根市松原二丁目から 彦根市元町まで	1.8
県道	彦根城線	彦根市古沢町から 彦根市松原町まで	0.9
県道	彦根城線	彦根市佐和町から 彦根市金亀町まで	0.4
県道	彦根環状線	彦根市高宮町から 彦根市高宮町まで	0.4
県道	安食西八目線	犬上郡豊郷町八目から 犬上郡豊郷町石畑まで	0.2
県道	米原停車場線	米原市米原から 米原市米原まで	0.1
県道	朝妻筑摩近江線	米原市朝妻筑摩から 米原市下多良一丁目まで	1.7
県道	大野木志賀谷長浜線	米原市志賀谷から 米原市長岡まで	2.2
県道	天満一色線	米原市長岡から 米原市一色まで	0.3
県道	祇園八幡中山線	長浜市祇園町から 長浜市八幡中山町まで	2.1
県道	川道唐国線	長浜市錦織町から	0.7

		長浜市唐国町まで	
県道	香花寺曾根線	長浜市落合町から 長浜市落合町まで	0.2
県道	郷野湖北線	長浜市小谷郡上町から 長浜市湖北町速水まで	2.2
県道	東野虎姫線	長浜市内保町から 長浜市酢まで	5.4
県道	彦根米原線	米原市下多良一丁目から 米原市米原まで	0.6
県道	湖北長浜線	長浜市湖北町尾上から 長浜市公園町まで	12.0
県道	間田長浜線	長浜市八幡東町から 長浜市高田町まで	1.2
県道	伊部近江線	米原市顔戸から 米原市顔戸まで	0.4
県道	山東伊吹線	米原市高番から 米原市春照まで	1.0
県道	葛籠尾崎大浦線	長浜市西浅井町大浦から 長浜市西浅井町大浦まで	0.3
県道	西浅井マキノ線	長浜市西浅井町大浦から 長浜市西浅井町大浦まで	1.9
県道	小荒路牧野沢線	高島市マキノ町沢から 高島市マキノ町沢まで	0.3
県道	畑勝野線	高島市高島町永田から 高島市高島町勝野まで	1.1
県道	安曇川高島線	高島市安曇川町田中から 高島市安曇川町田中まで	0.2
県道	北船木北畑線	高島市新旭町新庄から 高島市新旭町太田まで	0.8
県道	北船木勝野線	高島市安曇川町北舟木から 高島市高島町勝野まで	7.1
県道	南船木西万木線	高島市安曇川町西万木から 高島市安曇川町青柳まで	0.4
県道	安曇川今津線	高島市今津町今津から 高島市安曇川町北舟木まで	9.4

3 制限の対象とする占有物件 新たに地上に設ける電柱（占有の制限の開始日より前に占有を認められた電柱の更新または移設によるものを除く。）。ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

4 占有を制限する理由 緊急輸送道路の占有を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

滋賀県告示第139号

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の13第2項の規定に基づき次の道路を自転車歩行者専用道路に指定しようとするので、同条第5項の規定に基づき告示する。

この関係図面は、令和4年3月29日から令和4年4月12日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年3月29日

滋賀県知事 三日月 大造

路線名	自転車歩行者専用道路の指定区間	敷地の幅員	延長	指定年月日
大津能登川長浜線	米原市磯字ホトヒラ2486番9地先から 米原市磯字ホトヒラ2486番9地先まで	最小 3.5m } 最大 5.9m	103.0m	令和4.3.31

滋賀県告示第140号

道路法(昭和27年法律第180号)第48条の20第1項の規定に基づき、次の道路を歩行者利便増進道路に指定したので、同条第5項の規定に基づき告示する。

この関係図面は、令和4年3月29日から令和4年4月27日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年3月29日

滋賀県知事 三日月 大造

道路の種類	路線名	歩行者利便増進道路の指定区間	指定年月日	備考
県道	八日市停車場線	東近江市八日市浜野町535番地から 東近江市八日市浜野町568番地まで	令和4.3.29	L=228.0m

滋賀県告示第141号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

令和4年3月29日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 区域の名称 若葉台4号
- 2 区域の表示 次に掲げる地区の土地にある標柱9号から14号までを順次結んだ線および標柱9号と14号を結んだ線に囲まれた区域

市	町	大字	字	地番	標柱番号
大津市		若葉台	大谷	633-7	9
〃		〃	園山	582-2	10
〃		〃	別保谷	1613	11
〃		〃	〃	〃	12
〃		〃	〃	〃	13
〃		〃	〃	〃	14

滋賀県告示第142号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき彦根長浜都市計画道路を次のとおり変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき告示し、同条第2項の規定に基づき当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和4年3月29日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 都市計画の種類 彦根長浜都市計画道路 3・4・8号 豊公園森線
- 2 都市計画を変更する土地の区域 長浜市祇園町から長浜市森町まで
- 3 図書の縦覧場所 滋賀県土木交通部都市計画課 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県長浜土木事務所管理調整課 長浜市平方町1152-2

滋賀県告示第143号

滋賀県営住宅の設置および管理に関する条例(昭和34年滋賀県条例第31号)第35条の5第1項の規定により、令和4年度における滋賀県営住宅駐車場の使用料の額を次のとおり定めた。

令和4年3月29日

滋賀県知事 三日月 大造

県営住宅の所在地	団地名	駐車場区画種別	使用料の額
大津市朝日が丘一丁目	朝日が丘	A棟およびB棟	5,200
		B棟(軽自動車用)	4,900
大津市朝日が丘二丁目		C棟およびD棟	4,900
		D棟(軽自動車用)	3,800
大津市朝日が丘二丁目		F棟、G棟およびH棟	5,200
		神領	
大津市一里山四丁目	一里山		4,000
大津市栗林町	栗林		3,200
大津市太平一丁目	石山		2,100
彦根市開出今町	開出今		2,600
		(軽自動車用)	2,000
彦根市八坂町	八坂		2,500
長浜市新庄中町	北新		2,700
長浜市殿町	殿町		2,900
長浜市木之本町黒田	黒田		1,700
近江八幡市西本郷町	西本郷		3,300
		(軽自動車用)	2,700
近江八幡市鷹飼町	鷹飼		2,600
草津市木川町	陽ノ丘		2,900
守山市播磨田町	久保		1,900
		(軽自動車用)	1,400
守山市石田町	石田		2,400
栗東市川辺	川辺		3,200
栗東市小平井一丁目	小平井		3,500
甲賀市水口町水口	古城ヶ丘		2,300
		(軽自動車用)	2,100
甲賀市信楽町長野	信楽		1,000
野洲市上屋	上屋		2,400
湖南市岩根	田代ヶ池		1,700
高島市今津町弘川	弘川		1,800
		(軽自動車用)	1,500
高島市今津町日置前	平ヶ崎		1,300
高島市扨戸	扨戸		600
東近江市尻無町	大森		1,500

滋賀県告示第144号

滋賀県流域治水の推進に関する条例(平成26年滋賀県条例第55号)第13条第1項の規定により、浸水警戒区域を次のとおり指定する。

令和4年3月29日

滋賀県知事 三日月 大造

1 浸水警戒区域

- (1) 区域の所在地 甲賀市信楽町勅旨
- (2) 区域の表示 次の図のとおり

2 浸水警戒区域における想定水位 次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部流域政策局流域治水政策室、滋賀県甲賀土木事務所、甲賀市建設部建設事業課および甲賀市信楽地域市民センターに備え置いて縦覧に供する。)

滋賀県告示第145号

滋賀県流域治水の推進に関する条例(平成26年滋賀県条例第55号)第13条第1項の規定により、浸水警戒区域を次のとおり指定する。

令和4年3月29日

滋賀県知事 三日月 大造

1 浸水警戒区域

- (1) 区域の所在地 東近江市葛巻町
- (2) 区域の表示 次の図のとおり

2 浸水警戒区域における想定水位 次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部流域政策局流域治水政策室、滋賀県東近江土木事務所、東近江市都市整備部管理課および東近江市蒲生支所に備え置いて縦覧に供する。)

滋賀県告示第146号

滋賀県流域治水の推進に関する条例(平成26年滋賀県条例第55号)第13条第1項の規定により、浸水警戒区域を次のとおり指定する。

令和4年3月29日

滋賀県知事 三日月 大造

1 浸水警戒区域

- (1) 区域の所在地 長浜市木之本町大見
- (2) 区域の表示 次の図のとおり

2 浸水警戒区域における想定水位 次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部流域政策局流域治水政策室、滋賀県長浜土木事務所木之本支所、長浜市都市建設部道路河川課および長浜市北部振興局建設課に備え置いて縦覧に供する。)

公 告**大規模小売店舗の変更の届出の公告**

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

令和4年3月29日

滋賀県知事 三日月 大造

1 大規模小売店舗の名称および所在地 大津市真野複合商業施設 大津市真野五丁目1780-1ほか5筆

2 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名

- (1) 変更前 株式会社ユニクロ 山口県山口市佐山717番地1 代表取締役 柳井正ほか1者
- (2) 変更後 株式会社ユニクロ 山口県山口市佐山10717番地1 代表取締役 柳井正ほか1者

3 変更年月日 令和2年7月17日

4 変更の理由 小売業者の所在地に変更が生じたため

5 届出年月日 令和4年3月7日

6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号

大津市産業観光部商工労働政策課 大津市御陵町3-1

(2) 縦覧期間 令和4年3月29日から令和4年7月29日まで

7 意見書の提出期限および提出先

- (1) 提出期限 令和4年7月29日
- (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

令和4年3月29日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 アクロスプラザ野洲 野洲市市三宅1013
- 2 変更した事項
 - (1) 変更前
 - ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 大和情報サービス株式会社 東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号 代表取締役 伊藤光博
 - イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社しまむら 埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目19番4号 代表取締役 鈴木誠ほか5者
 - (2) 変更後
 - ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 大和ハウスリアルティマネジメント株式会社 東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号 代表取締役 伊藤光博
 - イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社しまむら 埼玉県さいたま市大宮区北袋町一丁目602番1号 代表取締役 鈴木誠ほか5者
- 3 変更年月日 アについては令和3年10月1日、イについては令和3年1月24日ほか
- 4 変更の理由 アについては設置者の代表者の名称に変更が生じたため、イについては小売業者の所在地等に変更が生じたため
- 5 届出年月日 令和4年3月7日
- 6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号
野洲市環境経済部商工観光課 野洲市小篠原2100番地1
 - (2) 縦覧期間 令和4年3月29日から令和4年7月29日まで
- 7 意見書の提出期限および提出先
 - (1) 提出期限 令和4年7月29日
 - (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

基本測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から基本測量の実施について次のとおり通知があった。

令和4年3月29日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 基本測量(国土広域情報 修正)
- 2 作業の地域 滋賀県全域
- 3 作業の期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

基本測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から基本測量の実施について次のとおり通知があった。

令和4年3月29日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 基本測量(電子国土基本図(地図情報) 修正)
- 2 作業の地域 滋賀県全域

3 作業の期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

公共測量終了公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、高島市長 福井 正明から公共測量の終了について次のとおり通知があった。

令和4年3月29日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(道路台帳図データ作成)
- 2 作業の地域 高島市全域
- 3 作業の終了日 令和4年2月28日

公共測量終了公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省近畿地方整備局近畿技術事務所長 達家 養浩から公共測量の終了について次のとおり通知があった。

令和4年3月29日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(三次元データ計測)
- 2 作業の地域 高島市マキノ町野口、マキノ町小荒路、マキノ町海津、マキノ町西浜、マキノ町高木浜一丁目、マキノ町蛭口、マキノ町沢、マキノ町新保、マキノ町中庄、マキノ町大沼、今津町今津、今津町深清水、今津町酒波、今津町日置前、今津町福岡、今津町弘川、今津町大供、今津町大供大門二丁目
- 3 作業の終了日 令和4年2月28日

土地区画整理組合解散認可公告

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第45条第2項の規定により、甲賀北地区工業団地土地区画整理組合の解散について認可した。

令和4年3月29日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 土地区画整理組合の名称および設立認可の年月日
名称 甲賀北地区工業団地土地区画整理組合
設立認可の年月日 平成31年2月15日
- 2 解散認可の年月日 令和4年3月29日

都市計画決定の図書の写しの縦覧公告

草津市が令和4年3月29日に決定した大津湖南都市計画地区計画に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第2項の規定に基づき次の場所において公衆の縦覧に供する。

令和4年3月29日

滋賀県知事 三日月 大造

図書の縦覧場所

滋賀県土木交通部都市計画課 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県南部土木事務所管理調整課 草津市草津三丁目14番75号

健康福祉事務所告示

滋賀県甲賀健康福祉事務所告示第1号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

令和4年3月29日

滋賀県甲賀健康福祉事務所長 大友 一枝

事業所	事業所の	申請者の名称および	主たる事務所	サービス	介護保険	廃止年月日
-----	------	-----------	--------	------	------	-------

の名称	所在地	び代表者の氏名または開設者の氏名	の所在地	の種類	事業所番号	
甲賀市社協ヘルパーステーションこうなん	甲賀市甲南町寺庄960番地	社会福祉法人甲賀市社会福祉協議会 会長 林善彦	甲賀市水口町水口5609番地	訪問介護	2571400197	令和4.3.31
共生舎なんてん	湖南市石部東三丁目1-5	株式会社なんてん共働サービス 代表取締役 中村定義	湖南市石部南六丁目10-10	訪問介護	2572300032	令和4.3.31

県 税 事 務 所 公 告

軽油引取税免税軽油使用者証無効公告

次のとおり軽油引取税の免税軽油使用者証を亡失した旨の届出があったので、亡失の日以後は無効とする。
令和4年3月29日

滋賀県南部県税事務所長 松 宮 正 智

業種	記号・番号	有効期限	免税軽油使用者証に記載された使用者の所在地および氏名(名称)	亡失年月日
農業	滋賀県 第9743135号	令和6.3.31	栗東市林56 武村秀夫	令和4.3.7

農 業 農 村 振 興 事 務 所 公 告

土地改良区役員就任公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、大比良土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

令和4年3月29日

滋賀県大津・南部農業農村振興事務所長 小 森 信 明

理事および監事の別	氏 名	住 所
理 事	伊 藤 久 司	大津市北比良66番地

土地改良区役員退任および就任公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、関津土地改良区から次のとおり役員が退任および就任した旨の届出があった。

令和4年3月29日

滋賀県大津・南部農業農村振興事務所長 小 森 信 明

1 退任

理事および監事の別	氏 名	住 所
理 事	上 野 眞	大津市関津一丁目7番28号
〃	上 野 元	同 所6番5号
〃	宇 野 常 治	同 市関津三丁目1番5号
〃	大 谷 進	同 市関津五丁目3番15号
〃	上 野 壽 久	同 市関津三丁目1番18号
〃	宇 野 増 蔵	同 所1番7号
〃	大 谷 久 和	同 所2番3号
〃	宇 野 太 郎	同 市関津五丁目5番37号

			(kg)	(kg)	(kg)	(kg)	(尾)	(尾)	(粒)	(尾)	(粒)	(万粒)	(万粒)
1	勢多川	大石川					300	500		500			
2	勢多川	信楽川					2,700	6,500		1,500			
3	大戸川	大戸川	450				—	—					
5	土山	野洲川	800	—	100	3	5,000	6,000		4,000		2,000	
6	日野町	日野川		—	200								
7	愛知川	愛知川	340					3,000	20,000	3,000			
8	愛知川上流	愛知川	400			5	1,000	16,000		10,000			
9	大滝	犬上川	180	—	50	3	4,000	8,000		1,000	20,000		
10	姉川上流	姉川	150				1,000	10,000		4,000			
11	草野川	草野川	80			5	2,500	3,000		3,000			
12	高時川	高時川・杉野川	320				3,600	—					
13	杉野川	杉野川	100			5		3,500					
14	丹生川	高時川	500			6		5,000		2,000			
15	余呉湖	余呉湖		—	500	50						3,000	5
18	高島鴨川	鴨川	50				2,000	3,000		1,000			
20	朽木	安曇川	1,790					8,000		14,000			
21	朽木	針畑川	240					2,000		2,000			
22	葛川	安曇川	600					10,000		5,000			
23	廣瀬	安曇川	1,000										
合計			7,000	—	830	77	22,100	84,500	20,000	54,500	20,000	5,000	5

網掛け箇所は、漁業権魚種として設定なし。

一の箇所は、放流の予定なし。

注1 種苗1尾の体重は、あゆ4g、にじます・こい20g、ふな・うなぎ・あまご・いわな15gを基準とする。

内水面漁場管理委員会指示

滋賀県内水面漁場管理委員会指示第2号

漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項および第171条第4項の規定により、次のとおり指示する。

令和4年3月29日

滋賀県内水面漁場管理委員会会長 林 英 志

次の区域および期間においては、全ての水産動物の採捕をしてはならない。ただし、滋賀県漁業調整規則(令和2年滋賀県規則第103号)第46条第1項の規定により知事の許可を受けた者については、この限りでない。

1 禁止区域

東近江市伊庭町にある瓜生川の目崎橋下流端から天尾橋上流端までの区域

東近江市躰光寺町にある躰光寺川の躰光寺橋下流端から大橋上流端までの区域

近江八幡市安土町にある山本川の西沢橋下流端から松原橋上流端までの区域

2 禁止期間 令和4年4月1日から令和4年5月31日まで

正 誤

平成29年3月31日付け第4286号滋賀県告示第164号中

ページ	行	誤	正
6	下から15	9.2	23.1

